

（議事要旨）（3）報告 河川整備計画の変更

- ①『淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画』の変更
- ②『淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画』の変更
- ③『淀川水系東近江圏域河川整備計画』の変更
- ④『淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画』の変更
- ⑤『淀川水系湖東圏域河川整備計画』の変更

●委員

今回報告された計画は令和5年度末と令和6年度末に変更されているが、河川整備計画の変更があった場合に、どれぐらいの期間で当委員会に報告する必要があるのか。

○流域政策局

河川整備計画を変更した年度の翌年度に、報告するべきと考えているが、当委員会の令和6年度の審議案件が多かったこと、また報告案件であったことから、今回まとめて報告している。

以上